

平成 23 年 2 月 13 日

箕面市教育長 様
箕面市教育委員会委員の皆様

箕面市立図書館協議会
会長 松井 純子

図書館における証明書発行業務について（意見書）

平素は、箕面市立図書館の管理・運営についてご尽力を賜り、深く感謝いたします。

平成 22 年度第 4 回箕面市立図書館協議会において、標記の議案が提案されました。内容は、住民票の写し等の証明書発行業務を平成 23 年度に図書館（中央・西南・萱野南・東の各館）および市民活動センターにおいて実施するため準備中である。しかし、本件についてはすでに平成 23 年度予算の査定・計上が終了しているにもかかわらず、図書館側には事前の相談がまったくなかった（図書館側は平成 23 年 1 月 17 日付文書にて依頼を受けた）こと、実施は市の方針としてほぼ確定しており、実施の諾否に関する図書館協議会の意見は受けられない、との説明でした。

正直申し上げて、上記の内容は、これまでの箕面市の図書館行政のあり方とはあまりにもかけ離れており、準備の進め方も拙速で、図書館業務への影響も十分に検討されていないように思われます。そのため、この実施について再考を促したく、ここに当協議会委員の意見を取りまとめました。（実施にかかる問題点、図書館業務への影響については次ページ参照）

本件が、担当部局から図書館長はじめ現場の職員に事前の相談なく予算計上が行われたことについては、円滑に行政事務を進める観点から疑問を感じます。また当協議会においても、図書館業務の根幹に係わる問題であるにもかかわらず、事前に協議会に諮り、検討する機会が与えられなかったことは大変遺憾です。なぜこのように性急なやり方で実施を図ろうとなさるのでしょう。

図書館の本来業務ではないものを、図書館側への事前説明や検討なしに押し進めることは、これまで市民との協働によって市政や文化やコミュニティを作り上げてきた箕面市の方針とはまったく異なるものです。その結果、協議会で検討する機会を与えられず、拒否することもできない状況で協議会に議案として提起されるなど、これまでの箕面市の図書館行政では考えられませんでした。図書館協議会の存在を否定ないしは軽視されたようで、残念でなりません。

教育長、教育次長ならびに教育委員の先生方におかれては、箕面市の教育と図書館の発展は、真に民主的な手続きによって実現されるべきであるという点に、いま一度ご留

意いただき、図書館における証明書発行業務についてご再考いただければと考えます。

当協議会は、箕面市民すべての心の安寧と子どもたちの豊かな未来のために、図書館の発展を心から願うものです。何卒私たちの意図をお汲み取り下さいますようお願い申し上げます。

図書館における証明書発行業務の実施による影響と問題点

標記の件は、市民サービス向上のため、既存施設と既存人員を活用して実施することですが、そもそも証明書発行業務は図書館の本来業務ではなく、このような業務の安易な導入は、図書館本来のサービスや機能を妨げる恐れがあります。

市民と本や情報を結び付け、市民の読書や課題解決を支援する図書館司書の役割からみて、証明書発行業務はまったく別個の専門性を要求されるものであり、片手間に行える業務ではありません。図書館では市民一人ひとりのニーズを受け止め、プライバシーに配慮しながら、本や情報を手渡してきましたが、証明書発行に関わるプライバシーは本や情報以上に配慮を要するものです。本を手渡すカウンターのとらなりで証明書発行を受け付けたり、一人の職員が本の貸出しを行いながら料金徴収や証明書を手渡すなどは、できるはずがありません。当然、図書館のカウンター業務とは別に人員を配置すべきでしょう。ましてや、図書館での証明書発行は、本庁が閉じている土曜・日曜の利用が予想されます。土曜・日曜は市民がたくさん訪れるため、図書館のカウンターは今でも手一杯の状態です。証明書発行業務に充てられる余分な人手があるとは思えません。既存の人員だけでは、職員配置に無理が生じることは明らかですし、少ない人員でサービスの効率化を最大限に図ってきた図書館においては、現在のサービス水準やサービスの多様性が維持できなくなることは目に見えています。これが市民サービスの向上と言えるでしょうか。

図書館司書には、子どもの読書推進や高齢者・障がい者(児)の読書支援、子どもの居場所事業、学校図書館との連携など、市民と協働して行う重要な仕事がたくさんあります。それらに総力を振り向けてこそ、司書の専門性は活かされます。同様に、証明書発行業務は本庁市民部窓口課の職員のみなさんが、専門性を発揮して滞りなく対応されるべきものであると思います。図書館は何のためにあるのか、図書館司書の役割は何か、もう一度考えていただけないでしょうか。そして、図書館での証明書発行業務の実施をぜひご再考下さいますようお願いいたします。